

## 大阪府障害者施策推進協議会要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、大阪府障害者施策推進協議会条例（昭和46年大阪府条例第3号）（以下、「条例」という。）第10条の規定に基づき、大阪府障害者施策推進協議会（以下、「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### （部会）

第2条 条例第6条の規定に基づき、協議会に差別解消部会（以下、「部会」という。）を設置し、大阪府における障がいを理由とする差別の解消に関する事項について、調査審議する。

### （会議録）

第3条 会長又は部会長は、それぞれ会議録を調製し、会議の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領その他必要と認める事項を記載しなければならない。

### （庶務）

第4条 協議会及び部会の庶務は、福祉部において行う。

### （委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長又は部会長が定める。

### 附則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

## 大阪府障害者施策推進協議会差別解消部会運営要領

平成 25 年 11 月 14 日部会長決定

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、大阪府障害者施策推進協議会要綱第 5 条の規定に基づき、差別解消部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

## (組織)

第 2 条 部会を組織する委員（以下「部会委員」という。）は 20 人以内とする。

## (会議の公開)

第 3 条 部会の会議は、会議の公開に関する指針（昭和 60 年 11 月 26 日大阪府知事決定。以下「指針」という。）の趣旨に基づき、原則として公開とする。ただし、指針に規定する非公開にする理由があると部会長が認めるときは、この限りではない。

## (会議)

第 4 条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、部会委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (部会委員以外の者の意見聴取)

第 5 条 部会長は、必要があると認めるときは、部会委員以外の者を会議に出席させて、意見等を述べさせることができる。

## 附 則

この要領は、平成 25 年 11 月 14 日から施行する。

## 大阪府障がい者施策推進協議会 差別解消部会 委員名簿

【平成26年9月現在】

学識経験者	有澤 知子	大阪学院大学法学部教授
	稲森 公嘉	京都大学大学院法学研究科教授
	○ 関川 芳孝	大阪府立大学大学院人間社会学研究科教授
	辻川 圭乃	弁護士
障がい当事者団体	嵐谷 安雄	(一財)大阪府身体障害者福祉協会会長
	井上 誠一	(一財)大阪府視覚障害者福祉協会会長
	大竹 浩司	(公社)大阪聴力障害者協会会長
	倉町 公之	(公社)大阪府精神障害者家族会連合会会長
	坂本 ヒロ子	(社福)大阪手をつなぐ育成会理事長
関係機関・団体	江口 啓子	(社福)大阪障害者自立支援協会相談室長
	小田 昇	関西鉄道協会専務理事
	楠井 裕子	大阪ガス株式会社リビング事業部お客さま部サービス企画チームマネージャー
	柴原 浩嗣	(一財)大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長
	坪田 真起子	(社福)大阪府社会福祉協議会 大阪後見支援センター所長
	中島 義晴	パナソニック交野(株)代表取締役常務
	西山 和幸	(社福)大阪府社会福祉協議会セルプ部会長
	藤森 次勝	(一社)大阪府医師会理事
	布施 晃	日本チェーンストア協会関西支部 事務局長
吉川 和夫	学校法人大阪初芝学園 初芝立命館高等学校教諭 大阪私立学校人権教育研究会 障がい者問題研究委員会代表委員	
オブザーバー		
関本 牧子	高槻市健康福祉部障がい福祉課課長代理	

○ 部会長

大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会開催状況

	開催日	協議事項
第1回	平成25年11月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ガイドライン」の検討の進め方等について</li> <li>・ 相談、紛争の防止・解決の体制のあり方について</li> </ul>
第2回	平成26年2月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がいを理由とした差別と思われる事例について</li> <li>・ 府における相談事業等について</li> </ul>
第3回	平成26年3月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がいを理由とする差別の解消に向けたこれまでの検討状況について</li> </ul>
第4回	平成26年5月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「商品・サービス」分野における「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」について</li> <li>・ 「福祉サービス」分野における「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」について</li> </ul>
第5回	平成26年6月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「公共交通機関、公共的施設・サービス等」分野における「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」について</li> <li>・ 「住宅」分野における「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」について</li> <li>・ 「情報・コミュニケーション」分野における「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」について</li> </ul>
第6回	平成26年7月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「医療」分野における「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」について</li> <li>・ 「教育」分野における「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」について</li> </ul>
第7回	平成26年7月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「雇用」分野における「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」について</li> <li>・ ガイドラインの機能について</li> <li>・ 相談、紛争の防止・解決の体制整備について</li> </ul>
第8回	平成26年9月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みについて（提言素案）</li> </ul>
第9回	平成26年9月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みについて（提言案）</li> </ul>